

日本教職大学院協会ジャーナル編集方針

(令和4年5月13日制定)

(名称、発行、目的)

(1) 本誌は、日本教職大学院協会の機関誌として発行される。

本誌は日本教職大学院協会編集委員会で編集し、オンラインジャーナルとして随時掲載が決定した論文を発行し、年1回、当年に発行した論文を取りまとめ1巻を発行する。

本誌は、学校管理職、教職員、教育政策形成者、地域リーダー、保護者、児童生徒等の意識・態度・行動及びこれらを取り巻く諸制度の探究の成果を紀要として刊行することで、学術的・実践的対話の質の高まりと、実践の質の向上を図る。

(掲載内容)

(2) 本誌は、論文(研究論文、実践研究報告)、その他教職大学院の教育・研究活動に関する記事を掲載する。

(3) 研究論文は、本協会の主旨に沿った学術研究及び実践研究であり、国際的な研究論文の基準にしたがい評価される。

実践研究報告は、教職大学院での学習・研究成果を、本協会の基準にしたがいまとめた論稿であり、実践者が著者に含まれることを条件とする。

(4) 研究論文及び実践研究報告は、次の3つの部門に分け募集し、掲載する。

部門A 学校改善とリーダーシップ

内容： リーダーシップ、学校組織、学校改善、コミュニティ、人材育成、研修開発、危機管理、教育行政、教育政策等に関するもの

部門B カリキュラムと教育実践開発

内容： カリキュラム、授業、学習、測定、評価、ICT、生徒指導、教育相談、進路指導、特別活動、学級経営、道徳教育、特別支援教育等に関するもの

部門C 専門的職能開発と人材育成

内容： 教員養成、教師教育、教職修士・博士、大学院のカリキュラム・授業実践等に関するもの

(5) 論文種(研究論文または実践研究報告)、投稿部門(部門A、B、Cのいずれか)は、投稿時に連絡責任者が申告するが、編集委員会委員の合議により、変更する場合がある。

(6) 人権を侵すことにつながる研究や表現は認められない。

(投稿資格等)

(7) 論文の投稿に当たり、その筆頭著者及び連絡責任者は、協会会員校（教職大学院）に所属する大学教員、大学院生、修了生に限る。大学院生が筆頭著者または連絡責任者となる場合は、指導教員等所属大学の教員の上で承認を得た上で投稿しなければならない。

(8) 連絡責任者は著者の一人で、投稿手続きをし、受理された後に編集委員会及び協会事務局からの通知の受け取りや修正原稿の提出等、論文査読の過程で責任をもつ者とする。連絡責任者は、筆頭著者以外の者でもよい。

(9) 協会会員校以外の大学等に所属する者との共同執筆は可とする。

(10) 編集委員会委員は、筆頭著者及び連絡責任者となることはできない。ただし、共同著者としての参加は可とする。

(11) 同一者が筆頭著者として本誌に投稿できる論文原稿は、各年度1人あたり1編とする。

(12) 本誌に掲載される論文は、教育研究に関する未公刊の論文とする。なお、未公刊の論文とは、過去に国内外で公開された雑誌又は書籍（電子形態のものを含む）に掲載されていない論文を指す。国内外の学会における口頭発表、学位論文、学会報告要旨集、教職大学院修了にあたって提出する実践研究報告書等、プレプリント、ワーキングペーパーなどの内容を論文化したものは投稿可とするが、投稿時にそのことを記載すること。

(13) 二重投稿をしてはならない。また、本来一編の論文として投稿すべき論文を、複数の論文に分割して投稿してはならない。投稿論文と重複する内容のある論文を、他の刊行物に投稿ないし公刊している場合には、投稿時にそのことを記載するとともに、当該の関連論文を査読資料として、編集委員会に提出しなければならない。査読資料を提出する場合には、著者名・所属・謝辞等、著者が推定される記述を、著者の責任において削除すること。

(14) 投稿の要領については、別に定める。

(審査・掲載の可否等)

(15) 投稿論文は、査読委員の中から選定された査読者による審査の上、編集委員会の合議により、掲載の可否及び掲載順を決定する。

(16) 投稿時の申告の内容に虚偽があった場合や、論文が不正なものであることが判明した場合は、掲載不可の決定または掲載の取り消しを行う。

(17) 投稿論文の審査については、別に定める。

(査読委員の任命)

(18) 査読委員は協会会員校(教職大学院)の教員から、編集委員会委員が推薦し、編集委員会の合議により任命するものとする。推薦及び任命にあたっては、所属大学、専攻分野等の適切なバランスを考慮するものとする。

(19) 査読委員の任期は原則として2年間とし、再任を妨げない。

(原稿の編集)

(20) 原則として、掲載が決定した後に、論文の著者が加筆・補正を行うことは認めない。

(21) 編集委員会委員は、編集の過程において、著者と原稿について協議することがある。

(22) 掲載が決定した論文の発行に要する費用は、原則として本協会の負担とする。ただし、規定の枚数を超過する場合や、図版・図表等で特に発行の費用を要する場合、著者に負担させることがある。

(著作権)

(23) 本誌に掲載が決定した論文の著作権(日本国著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利(各国において上記各条に定める権利に相当する権利を含む。以下同じ))は、本協会に移転する。

(24) 掲載が決定した論文について、著者自身による学術教育目的等での利用(著者自身による編集著作物への転載、掲載、インターネット等による公衆送信、複製して配布すること等を含む)は、出典(論文誌名、巻号ページ、出版年)を明示すればこれを妨げない。

(25) 著者は、論文の作成にあたり、第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びその他の知的財産権並びにその他一切の権利を侵害してはならない。

(26) 著者は、論文の作成にあたり、第三者の著作物を引用する場合は、出典を明記しなくてはならない。

(27) 連絡責任者は、投稿を行うにあたり、他の共同著者全員に本編集方針及び別に定める投稿論文審査要領を示し、同意を得なくてはならない。本協会への論文の投稿により、投稿された論文の著者全員が本編集方針及び別に定める投稿論文審査要領に同意したものとみなされる。

附 則

この方針は、令和4年8月1日から施行する。